

件 名	愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例				
主 管 課	財政課				
根拠法令等					
【改正の概要】					
情報通信技術を活用する方法により委員会関係手続を行えるようにするために必要となる事項を定めるため、この条例の一部を改正しようとするもの。					
手続	該当条項	内 容	主体	相手方	改正内容
県の事務に関する調査のための承認	27条3項	調査しようとする事件の名称等を明らかにした文書を議長に提出しなければならない。	委員会	議長	文書の提出にオンライン化規定を追加
少数意見報告書の提出	29条3項	少数意見の要旨を文書により委員長を経て議長に提出しなければならない。	少数意見者	議長	文書の提出にオンライン化規定を追加
会議録の調製	33条3項	会議録を調製し、2人以上の委員とともに署名又は捺印しなければならない。	委員長、2人以上の委員	－	会議録の調製に電磁的記録規定を追加。また、署名又は捺印は議長が定める方法に代えることができる旨の規定を追加
一般公述人の意見	39条3項	公聴会で意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で委員長の許可を受けなければならない。	意見を述べようとする者	委員長	文書の提出にオンライン化規定を追加
施 行 日	令和7年4月1日				
【その他参考事項】					